

◎新潟県告示第670号

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両の乗り入れができる場所を次のとおり指定する。

令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類
園路及び駐車場
- 3 位置
新潟市中央区清五郎字川東の一部
- 4 区域
別紙図面のとおり

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・車両乗入区域

